

令和3年

第9回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年9月27日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(10番棚村 光正委員、12番原澤 眞委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 その他

○令和3年10月25日（月）

・第10回農業委員会総会 9：00～

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

○令和3年10月25日（金）

・農業者年金学習会 11：30～12：00

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第9回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席は農業委員が19名、推進委員が24名全員で合計43名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、10番棚村光正委員、12番原澤眞委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。14番牛木友哉委員。

14番牛木委員 おはようございます。8月の下旬に行われました、第1回農地パトロールですが、暑い中大変お疲れ様でした。今、事務局の方で集計中ですので、集計が済み次第皆様方へ結果を報告させていただきます。また、農地特別委員会

のみで行う、第2回農地パトロールですが、計画どおり実施します。日にちが決定しまして、11月4日木曜日に行いますので農地特別委員会の皆様は予定をお願いします。細かい時間や内容については追って連絡をさせていただきます。以上です。

議長

ただ今の牛木委員の報告について質問、意見等ございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、牛木委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。無いようですので、私から1点お願いします。8月26日に令和3年度南魚沼市国民健康保険運営協議会に水澤委員から出席していただきました。今回の内容については決算の報告だけとのことですので、報告は省略させていただきたいと思います。

他に皆さんからありませんでしょうか。

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページからをご覧ください。前回総会以降19件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について7ページをご覧ください。こちらは6件です。

1番、一村尾の田6筆5,869㎡です。所有者の都合による解約です。

2番、川窪の田2筆1,646㎡です。こちらは転用するための解約で、後ほど5条申請があがってきています。

3番、宇津野新田の田1筆1,038㎡です。こちらは一時転用のための解約で、後ほど5条申請があがってきています。

4番、大杉新田の畑2筆1,166㎡です。こちらは耕作者の都合による解約で、後ほど利用集積があがってきています。

5番、八竜新田の田1筆663㎡です。こちらは借受人高齢のための解約です。

6番、滝谷の田5筆9,471㎡です。こちらは借受人が法人化のための解約で、後ほど利用集積があがってきています。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

10ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは1件です。

浦佐の登記畑、現況山林の2筆119㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。周囲が山林でかつ傾斜地の農地ということで耕作が困難なため耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなった年月日は昭和と思われませんが詳細は不明です。8月27日に関匡和委員より現地を確認いただいています。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議 長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

12ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が2件です。

1番、芋赤の畑1筆1,407㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては8月23日に山崎委員、櫻井委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

2番、茗荷沢の田2筆1,146㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては9月3日に駒形委員、小杉委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議 長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

14ページをご覧ください。8月31日付けで県知事より9件の利用配分計画の認可が来ています。表の1番から8番までにつきましては利用配分計画の移転です。表の中ほど

に記載があります借人に賃借権の移転をして耕作を継続するということです。

9番の案件につきましては利用配分計画の再設定となります。7月総会の利用集積の議案の中で農地中間管理機構への貸付の再設定をご審議いただいたもので、今回中間管理機構から耕作者へ賃借権を設定するものです。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

16ページからになります。今月は11件の申請があがってきています。

113番、売買による所有権移転です。雷土の畑2筆203㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

114番、売買による所有権移転です。海士ヶ島新田の田3筆2,211㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

115番、売買による所有権移転です。岡と妙音寺の田畑8筆2,667㎡です。なお、譲渡人は今回の申請で全農地の処分となりまして、対価につきましても財産処分のためにこの価格で合意になったとのことです。また、今回の申請地と譲受人の耕作面積を合計して30aの下限面積要件をクリアしています。

116番と117番が関連案件となっておりまして、譲受人が同

じ方の案件です。116番、売買による所有権移転です。長崎の田畑5筆1,320㎡です。新規就農のためとなりまして、市外から通って畑として野菜を作付け予定です。

117番、こちらは賃貸借権の設定です。樺野沢の田2筆1,735㎡です。申請理由は同じく新規就農のためで、こちらの土地については田と一部畑として作付け予定です。116番と117番を合わせまして30aを満たしています。

118番、売買による所有権移転です。長崎と滝谷の田畑9筆3,464㎡です。譲渡人は今回の申請で全農地の処分となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

119番と120番が関連案件となっておりまして、譲受人が同じ方の案件です。いずれも売買による所有権移転です。119番が片田の田畑3筆1,354㎡で、120番が片田の田1筆308㎡です。119番の対価につきましては、県外在住の譲渡人が財産処分の意向のためこの価格で合意になったとのことです。申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。

121番、贈与による所有権移転です。一村尾の畑1筆122㎡です。こちらの農地と隣接する空き家を合わせて贈与を受けるもので、空き家の解体費用を譲受人が負担する代わりに無償で譲り受けるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

18ページに移りまして、122番、親子間での使用貸借権の設定となります。穴地新田の田1筆2,916㎡です。期間は1年で、こちらは他の契約終期と合わせるためにこの期間となっています。申請理由は農業者年金受給のためです。

123番につきましては農業者年金受給のための親子間の使用貸借権の再設定です。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。12番原澤眞委員。

12番原澤委員

17ページの119番、120番案件について補足説明をさせていただきます。譲受人は当初、譲渡人の方たちからは「この土地をもらってくれ」という話だったそうですが普段管理をされている中で、贈与でもらうと後々問題がある

とのことで単価は安いのですが、この価格で合意になった
そうです。以上です。

議 長

ありがとうございました。ほかにありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画 変更承認申請の進達について

議 長

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局
の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

20ページをご覧ください。今月は1件の申請があがって
きています。

9番、今町の田1筆1,347㎡です。こちらは転用目的の
変更による事業計画変更承認申請で、変更後の転用目的は
社宅及び駐車場ということです。資料は3-5ページをご覧
ください。昭和62年11月25日に転用許可を受けまして、

キノコ材料及び製品の配送車のターミナル基地としてする計画でしたが、その後社会情勢等もございましてターミナル基地が不要になったとのこと。土地の有効活用を検討した結果、社員の福利厚生を目的で社員住宅2棟とそれに付随する駐車場を建設することになったということです。事業計画変更の理由等は妥当ということで許可相当であると考えています。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

22 ページからをご覧ください。今月の5条申請は11件で

す。

説明に入る前に資料の差し替えをお願いします。本日、皆様の机の上に資料を置かせていただきましたが、資料の10-11ページの部分でまる正と書かれているものに差し替えをお願いします。

それでは説明に移らせていただきます。

64番、雷土の畑1筆55㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は6-8ページをご覧ください。自宅の向い側に自己所有地がありまして、そこに今回の申請地が隣接しています。自己所有地と申請地にまたがって車庫が建築されており、始末書を提出いただいています。こちらの土地は第2種農地で、集落内の農地を車庫として転用するものでありますので許可相当と考えています。

65番、浦佐の畑1筆72㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は9-11ページをご覧ください。11ページの地図をご覧ください。譲受人の方が隣接地の■■■■にアパートを所有しております。アパート用の車両通路が必要ということで農地の一部を分筆し、所有権移転を受けまして農地転用をするものです。こちらの土地ですがすでに一部が通路として利用されておりまして、始末書を提出いただいています。こちらの農地は用途地域内の農地ですので原則許可案件となります。

66番、海士ケ島新田の田2筆757㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場用地ということで貸資材置場及び駐車場です。資料は12-14ページをご覧ください。事業用の資材、備品を安全に保管するために譲受人の自宅近くの申請地を転用しまして、譲受人が役員を務める法人へ貸し付けるとのことです。■■■■については駐車場用地、■■■■については主に事業用資材を保管するためのコンテナハウスとして利用したいとのことです。なお、この土地にはもともと農機具庫が建っていたということで、譲渡人から始末書を提出いただいています。こちらの土地については第2種農地で、集落内にある農地を貸資材置場、駐車場として利用するものであり、許可相当と考えています。

67番、水尾の畑1筆48㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は15-17ページをご覧ください。昭和35年頃に親戚である譲受人が隣接地を購入しまして、昭和55年頃に現在の自宅を建築されました。その際に農地である申請地に一部かかっていたということで権利関係並びに登記関係を整理したいということで申請がありました。なお、譲受人から始末書を提出いただいています。こちらの土地については第2種農地で、集落内にある農地を住宅用地として転用するものですので許可相当と考えています。

68番、五日町の畑1筆173㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場用地ということで、建設機械置場です。資料は18-20ページをご覧ください。譲受人は建設機械のレンタル業を営んでいます。建設機械の増加、移動距離の短縮を図るために申請地の隣接地、資料20ページでいいますと■■■■の土地を先に購入したのですが、申請地を囲むような形のため利用しづらいということで今回、申請地を譲り受けて建設機械置場として一体的に利用したいとのことです。こちらの土地は用途地域内の農地ですので原則許可案件です。

69番、川窪の田2筆1,646㎡です。賃借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は21-23ページをご覧ください。申請地は譲受人の事務所に隣接している土地です。現在駐車場が不足しているということで駐車場の設置と、併せて貸事務所と貸店舗を建設したいとのことで申請がありました。貸事務所については税理士事務所、貸店舗についてはコインランドリーとして利用されるとのことです。こちらの土地は第1種農地ではございますが、集落に接続している農地を駐車場及び貸事務所、貸店舗に転用するものであり許可相当と考えています。

70番、余川の畑1筆108㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は24-26ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は親子の関係です。今回、使用貸借で土地を借り受けまして、一般住宅を建築したいとのことです。こちらの土地は用途地域内の農地ですので原則許可案件です。

71 番、早川の畑 1 筆 29 m²です。賃借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 27-29 ページをご覧ください。譲受人は農機具販売業を営んでおりまして、申請地を借り受けてコイン精米機置場として利用したいとのことです。なお、こちらのコイン精米機は平成 12 年頃から設置されていたとのことで譲受人から始末書を提出いただいています。こちらの土地は第 2 種農地で、集落内の農地をコイン精米機置場として転用するものであり許可相当と考えています。

72 番、塩沢の畑 1 筆 86 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は 30-32 ページとなりますが、31 ページをご覧ください。こちらに太線で囲んである部分が申請地である ████████ となりますが、譲受人は申請地のほかに隣接する ████████ の土地と建物を購入する計画をされています。この建物のある土地が狭隘地にあるため、申請地を譲り受けて駐車スペースの確保と乗入れを兼ねる通路として利用したいとのことです。こちらの土地は用途地域内の農地ですので原則許可案件です。

73 番、中の田 1 筆 213 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は 33-35 ページをご覧ください。譲受人は現在アパートに居住されています。家族が増えて手狭になったため、こちらの土地を譲り受けて一般住宅を建築したいとのことです。こちらの土地は水道・下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ半径 500m 以内に市立中学校と市立保育園の二つの公共施設があるため第 3 種農地で、原則許可案件となります。

74 番、宇津野新田の田 1 筆 270 m²です。賃借権の設定で、転用目的は資材置場用地です。資料は 36-39 ページをご覧ください。譲受人である法人が J R の防草対策工事を行うため、その工事のための作業ヤードが必要となりました。今回、一時転用で申請地を借り受けて使用したいということでした。工事期間といたしましては令和 3 年 10 月 20 日から令和 3 年 12 月 14 日までです。こちらの土地は農用地ではございますが、一時転用でございますので許可相当と考えています。

第 3 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 2 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2 番西野委員退席)

22 ページ 65、68 番案件のみ質疑を行います。
質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。
22 ページ 65、68 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、65、68 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

続いて、65、68 番案件を除く他の案件について質疑を求めます。質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。65、68 番

案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、65、68 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9時40分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10時10分再開)

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

25ページからになります。今月の利用集積は所有権移転が2件、新規の賃借権の設定が6件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の再設定が2件、使用貸借権の再設定が1件の合計12件となっています。

546番、水尾の田1筆1,581㎡です。所有権の移転で、申請理由は経営規模拡大のためです。資料は40ページをご覧ください。

547番、芋赤の畑1筆1,407㎡です。売買による所有権の移転で、申請理由ですがこちらは現在の借受人が買い受けることで賃貸人との売買のためとなっています。資料は41ページをご覧ください。

続いて賃借権の設定です。

548番と549番が同じ受け手の方の案件です。548番、川窪の田2筆2,080㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当

たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

549 番、川窪の田 2 筆 1,503 m² です。こちらも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

550 番、岡の田 4 筆 7,652 m² です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

551 番、大里の田 4 筆 6,831 m² です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

26 ページに移りまして、552 番、石打の田 5 筆 3,467 m² です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

553 番、滝谷の田 5 筆 9,471 m² です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は法人化のためです。

554 番、大杉新田の畑 2 筆 1,166 m² です。使用貸借権の設定ということで、所有者が農業者年金を受給するために使用貸借権を設定するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

555 番から 557 番案件につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第4号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

日程11 その他

議長 日程11 その他についてですが、なにかございますでしょうか。15番井上秀樹委員。

15番井上委員 お疲れ様です。幹事会より1点、報告をさせていただきます。例年11月総会後に開催している農業委員会忘年会ですが中止とさせていただきます。以上です。

議長 ただいまの井上委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。16番駒形哲也委員。

16番駒形委員 お疲れ様です。青年農業者との懇談会についてご報告します。先々月より会議を重ねまして、青年農業者との懇談会を細かい日程は未定ですが11月に開催、間に合わなければ12月初めで開催予定です。また、詳しく日程等が決まりましたら皆様にご報告させていただきます。以上です。

議長 ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、駒形委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長 4点ほどお願いします。

1 11月総会の開会時刻の変更

- 2 活動記録簿の提出について
- 3 農業委員会大会の開催について
- 4 10月総会の予定について

以上です。

議 長

ただいまの古藤局長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

ほかに皆様からありますでしょうか。無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。

(10時30分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年11月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

棚 村 光 正

会 議 録 署 名 委 員

原 澤 眞
